

『一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会』との 災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する 協定（R3.2月締結）

◆ 協定の趣旨

県内に災害対策基本法第2条第1号に規定する『災害』が発生した場合に、当該災害における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定

◆ 協定の相手方

- 一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会

◆ 協力の要請内容

- 損壊家屋等解体・撤去処理事業の支援業務
- 上記の業務を実施するうえで必要となる関連する業務

◆ 平時の協力

- 県が行う災害廃棄物処理対策に関する平時の市町村支援の取組に対し、可能な範囲で講師派遣等の協力をする

◆ 費用の負担

- 原則として当該被災市町村が負担するものとし、その額等は、当該被災市町村と日本補償コンサルタント復興支援協会が協議のうえ適正な価格を基準として決定

